

**介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年(2026年) 6月施行版)**

1	介護予防訪問サービス（独自）	A2
2	生活援助型訪問サービス（基準緩和）	A2
3	介護予防通所サービス（独自）	A6
4	運動型通所サービス（基準緩和）	A6
5	介護予防ケアマネジメント	AF

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇 / 100

〇〇% 加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇 / 100

〇〇% 減算 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇 / 100

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス（独自） 通所型サービス（独自） 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス（独自／定率） 訪問型サービス（独自／定額） 通所型サービス（独自／定率） 通所型サービス（独自／定額） その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【凡例】

 ⇒ 新設

 ⇒ 変更

 ⇒ 廃止

1. 介護予防訪問サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 日割		1176 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	39 単位	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	77 単位	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	123 単位	1日につき
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 I	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 II			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 III			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000 加算			
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算				
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 145/1000 加算				

※介護職員等処遇改善加算は、生活援助型訪問サービスと共通して使用する。

2. 生活援助型訪問サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 2	1121	訪問型独自サービス/2 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	1,000	1月につき		
A 2	2121	訪問型独自サービス/2 1 1 日割		1000 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	33 単位	33 1日につき	
A 2	1221	訪問型独自サービス/2 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合	1997 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	66 単位	66 1日につき
A 2	2221	訪問型独自サービス/2 1 2 日割						
A 2	1331	訪問型独自サービス/2 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	3169 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	104 単位	104 1日につき
A 2	2331	訪問型独自サービス/2 1 3 日割						
A 2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	-10	1月につき	
A 2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき
A 2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 2 日割						
A 2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4 日	-32	1月につき
A 2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 3 日割						
A 2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	-10	1月につき	
A 2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	-1	1日につき	
A 2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4 日	-20	1月につき
A 2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 2 日割						
A 2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4 日	-32	1月につき
A 2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2 1 3 日割						
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	□ 初回加算		200 単位	200 1月につき		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000 加算			
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算			

※介護職員等処遇改善加算は、介護予防訪問サービスと共通で使用する。

3. 介護予防通所サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 6	1111	通所型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798	1月につき	
A 6	1112	通所型独自サービス 1 1 日割		1,798 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	59 単位	59 1日につき
A 6	1121	通所型独自サービス 1 2		要支援 2			3,621 1月につき
A 6	1122	通所型独自サービス 1 2 日割		3,621 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	119 単位	119 1日につき
A 6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18 1月につき
A 6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		要支援 2	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A 6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		事業対象者・要支援 1		36 単位減算	-36 1月につき
A 6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		要支援 2	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A 6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18 1月につき
A 6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割		要支援 2	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A 6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2		事業対象者・要支援 1		36 単位減算	-36 1月につき
A 6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		要支援 2	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A 6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376 1月につき
A 6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			要支援 2	752 単位減算	-752
A 6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47 片道につき	
A 6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100 1月につき	
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200 単位加算	200	
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ヘ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			160 単位加算	160	
A 6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援 1	88 単位	88
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			要支援 2	176 単位	176
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			要支援 2	144 単位加算	144
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			要支援 2	48 単位加算	48
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携連携加算(II)	200 単位加算	200
A 6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき	
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40 1月につき	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I 1 1	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき
A 6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算 I 2 1			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 120/1000 加算	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II 1 1			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A 6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算 II 2 1			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 118/1000 加算	
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III 1			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 99/1000 加算	
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 1			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 83/1000 加算	
A 6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算 I 1 2		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 117/1000 加算	
A 6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算 I 2 2			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 127/1000 加算	
A 6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算 II 1 2			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 115/1000 加算	
A 6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算 II 2 2			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 125/1000 加算	
A 6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算 III 2			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 105/1000 加算	
A 6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 2			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 89/1000 加算	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 92/1000 加算	1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 90/1000 加算		
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 80/1000 加算		
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 64/1000 加算		

※介護職員等処遇改善加算は、運動型通所サービスと共通して使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A 6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A 6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A 6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

4. 運動型通所サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	1211	通所型独自サービス/2 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,533 単位	1,533	1月につき	
A 6	1212	通所型独自サービス/2 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	50 単位	50	1日につき
A 6	1221	通所型独自サービス/2 1 2		要支援 2	3,087 単位	3,087	1月につき	
A 6	1222	通所型独自サービス/2 1 2 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	102 単位	102	1日につき
A 6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	15 単位減算	-15	1月につき
A 6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 2		要支援 2	31 単位減算	-31	1月につき	
A 6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/2 1 2 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/2 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	15 単位減算	-15	1月につき
A 6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/2 1 1 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/2 1 2		要支援 2	31 単位減算	-31	1月につき	
A 6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/2 1 2 日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/2 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A 6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/2 2			要支援 2	752 単位減算	-752	
A 6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A 6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	口 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A 6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	ハ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A 6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/2 1	ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88 単位		88
A 6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/2 2			要支援 2	176 単位	176	
A 6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/2 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72	
A 6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/2 2			要支援 2	144 単位加算	144	
A 6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/2 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24	
A 6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/2 2			要支援 2	48 単位加算	48	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	介護職員等処遇改善加算 利用定員が 19 人以上の場合 利用定員が 19 人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		1月につき	
A 6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A 6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算			
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算			
A 6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A 6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A 6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A 6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A 6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A 6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算			
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算			

※介護職員等処遇改善加算は、介護予防通所サービスと共通して使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8004	通所型独自サービス/2 1 1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,533 単位	定員超過の場合 × 70%	1,073	1月につき
A 6	8005	通所型独自サービス/2 1 1 日割・定超			50 単位		35	1日につき
A 6	8014	通所型独自サービス/2 1 2・定超		要支援 2	3,087 単位		2,161	1月につき
A 6	8015	通所型独自サービス/2 1 2 日割・定超			102 単位		71	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	9004	通所型独自サービス/2 1 1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,533 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,073	1月につき
A 6	9005	通所型独自サービス/2 1 1 日割・人欠			50 単位		35	1日につき
A 6	9014	通所型独自サービス/2 1 2・人欠		要支援 2	3,087 単位		2,161	1月につき
A 6	9015	通所型独自サービス/2 1 2 日割・人欠			102 単位		71	1日につき

5. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者、要支援1・2	442 単位	442	1月につき	
A F	2121	介護予防ケアマネジメントA・虐待	高齢者虐待防止未実施減算	438 単位	438		
A F	2122	介護予防ケアマネジメントA・虐待・業計	4 単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	434 単位	434		
A F	2123	介護予防ケアマネジメントA・業計	業務継続計画未策定減算 4単位減算	438 単位	438		
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	ロ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者、要支援1・2	442 単位	442		
A F	2131	介護予防ケアマネジメントC・虐待	高齢者虐待防止未実施減算	438 単位	438		
A F	2132	介護予防ケアマネジメントC・虐待・業計	4 単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	434 単位	434		
A F	2133	介護予防ケアマネジメントC・業計	業務継続計画未策定減算 4単位減算	438 単位	438		
A F	4001	初回加算・介護予防ケアマネジメントA	ハ 初回加算	300 単位	300		
A F	4003	初回加算・介護予防ケアマネジメントC			300		
A F	6132	委託連携加算	ニ 委託連携加算	300 単位	300		
A F	6207	介護職員処遇改善加算・介護予防ケアマネジメント11	ホ 介護職員処遇改善加算	※あらゆる単位数の組み合わせを勘案し、その所定単位数の100分の21に相当する単位数を算出したもの。4つのパターンよりいずれかのサービスコードを選択。	9 単位	9	1月につき
A F	6208	介護職員処遇改善加算・介護予防ケアマネジメント12		15 単位	15		
A F	6209	介護職員処遇改善加算・介護予防ケアマネジメント13		16 単位	16		
A F	6210	介護職員処遇改善加算・介護予防ケアマネジメント14		22 単位	22		